

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年9月10日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年9月10日(月)午後3時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(3) 議案第3号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について

(4) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男

2番 河北安之助

3番 磯部 一輝

4番 堀川 眞助

5番 本田 和寛

6番 内藤 文紀

7番 宮村 澄考

8番 可村 岸雄

9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一

2番 坂本 哲也

3番 上田 幹雄

4番 新川 栄二

5番 大竹 計理

6番 山下 芳廣

7番 紫藤 淳

8番 欠 席

9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(1人)

8番 古庄 隆光

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第5回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に1番 川端委員、2番 河北委員にお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字八町2414番 外1筆地

地 目：畑

転用面積：合計2,775㎡

転用目的は、建売分譲です。
権利は、所有権の移転です。
この議案につきましては、現地調査を8月31日(金)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第3種農地と判断しました。
(駅からおおむね300m以内の農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。
当該農地はJR原水駅より約300mに位置し、市街地が迫っている第3種農地と判断し、原則転用可能と考えております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番委員 第1号議案の番号1について、8番委員が説明します。
本申請地は、JR原水駅より約300mに位置しており今後市街化が見込まれる農地です。また、申請地の近隣は最近住宅が建ち始めており、転用に伴う影響もないと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか？
他にありませんか？無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 転用者は議案書のとおりです。
申請地：津久礼字上屋敷544番3
地目：田
転用面積：547㎡

転用目的は、農業用倉庫です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を8月31日(金)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP4～P6をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は農振農用地区域に存する農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、農振農用地区域に存する農地で、原則転用許可不可ですが、転用目的が農業振興に資する農業用施設であり、不許可の例外と判断しております。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

3番委員

第1号議案の番号2について、3番委員が説明します。

本申請地は、北側が既存施設、東側が宅地、南側が本人所有の農地、西側が他人所有の農地となっております。西側の農地については、地元で知り合いの方の農地であり、転用後も周辺の農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか？

事務局

以前も説明したと思いますが、今回の申請地は農振農用地区域で、農地を保全する農地となっております。農用地については、原則として転用は認められておりません。今回の申請は農業用施設であるため可能となります。なお、農振法による用途区分は「農地」となっておりましたが、農地転用申請前に、「農地」を「農業用施設」に変更しております。地図上、赤色の部分は「農業用施設」を意味しております。

議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号2の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号3について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中ノ割2481番1 外1筆

地目：畑及び田

転用面積：計403㎡

転用目的は、個人住宅です。

権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を8月31日(金)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP7～P9をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用許可不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6 推進委員

第1号議案の番号3について、地元推進委員である6番推進委員が説明します。本申請地は、東側に農地の広がりがある一団の農地ではありますが、東側を除く西、南、北側は宅地もしくは宅地予定地に囲まれた農地で農地としては比較的面積が小さい農地であり、転用後における周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか。

7番委員 説明で、「転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とありましたが、申請者は地元の方なのですか。

事務局 今回の申請者は町外の方です。説明しました、「転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とは、もともと住んでということだけではなく、これから住むことも併せて意味しており、今回は、申請者が集落の中である本申請地に移り住むということです。

7番委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号3の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号4について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野二丁目5761番4 外16筆
地 目：畑
転用面積：計24,523㎡
転用目的は、宅地分譲です。
権利は、所有権の移転です。
この議案につきましては、現地調査を8月31日(金)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P12をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第2種農地と判断しました。
(おおむね10ha以上の広がりがない農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。
当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがないが第2種農地であり、転用可能であると判断しております。申請地は、北側は古閑牧場、西側は宅地、南側は県道、東側は農地に囲まれており、農地の広がり3ha程度

となっております。なお、東側には農地が残りますが、地権者及び耕作者との話し合いはできているとのことであります。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員 第1号議案の番号4について、5番委員が説明します。
本申請地は、事務局からの説明のとおり、農地の広がり3ha程度であり、周辺には市街化が迫っている農地です。東側には農地が残るものの、周辺状況から耕作を積極的に行うような状況になく、転用はやむを得ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか。

3番委員 すぐ北側に、牧場がありますが、大丈夫なのですか。営農しづらくなりますね。移転されるとか可能性はあるのですか。

事務局 最近、敷地内に鉄骨造りの施設を建築されておられますので、今後もその場所で続けられると思います。

議長 実は、申請地東側の農地を耕作しているのは私で、確かに耕作はしづらくなります。ただ、農地が4・5反あるのと、所有者が作ってほしいという要望がありますので、今後も耕作は続けます。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号4の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号5について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字新町1584番4 外5筆
地目：田
転用面積：計3,297㎡
転用目的は、建売分譲です。
権利は、所有権の移転です。
この議案につきましては、現地調査を8月31日（金）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の

P 1 3～P 1 5をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

（おおむね10ha以上の広がりがない農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

申請地は、北側はJRの線路、西側はお寺の駐車場、南側は県道、東側は農地に囲まれており、農地の広がりない孤立した農地です。

周辺に10ha以上の広がりない第2種農地であり、転用可能であると判断しております。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

9番推進委員

第1号議案の番号5について、地元推進委員である9番推進委員が説明します。現地調査があった、8月31日には参加できませんでしたが、後日現場を確認して来ました。

本申請地は、事務局からの説明のとおり、JRや宅地に囲まれた小集団の農地です。以前は、たばこ耕作組合の苗床ハウスが建っていましたが、ここ数年は、たばこ生産者も少なくなりハウスが撤去され、最近は飼料が植わってありました。しかし、非農家の方が相続された後は、現地調査の写真のとおり、耕作されることなく管理不足農地となっております。東側には農地が残るものの、周辺状況から耕作を積極的に行うような状況になく、転用はやむを得ないものと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか

1番委員

以前の所有者は、服部さんだったですかね。

9番委員

申請者の母親だったと思います。

事務局

土地の登記簿謄本にはそうなっています。

- 1 番委員 そうですか。私の勘違いでした。
- 9 番委員 申請地は、昨日から業者が来て除草作業をされておられました。
- 事務局 申請地の南側、県道と接する部分は既に「宅地」となっております。
- 議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第 1 号議案の番号 5 の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第 1 号の番号 5 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より平成 30 年 9 月 4 日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書をご覧ください。
今日は、
1 の利用権設定が 5 件の 15 筆で合計面積 27,719㎡、
2 の所有権移転が 1 件の 1 筆で合計面積 1,180㎡です。
計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。
- 議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
- よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第 2 号議案の 1 の利用権設定及び 2 の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、議案第 3 号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より平成30年9月4日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の2筆で合計面積4,819㎡です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第3号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される「農業委員」及び「推進委員」の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。